平成30年10月１日

平成30年第３回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会付属資料

（平成30年９月26日付託分）

県　土　整　備　局

目　　次

ページ

1　神奈川県建築基準条例【定県第96号議案関係】新旧対照表･････････････････････････ 1

2　神奈川県建築基準条例【定県第104号議案関係】新旧対照表･････････････････････････ 8

3　収入証紙に関する条例【県土整備局関係】　新旧対照表･････････････････････････････ 11

4　神奈川県手数料条例【県土整備局関係】　新旧対照表･････････････････････････････ 13

5　津久井合同庁舎新築工事（建築－第１工区）の概要･････････････････････････････････ 16

6　相模川流域下水道 右岸処理場 汚泥脱水機機械設備改築工事の概要･････････････････ 20

1　神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）【定県第96号議案関係】新旧対照表

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第１項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第２項、第40条（第88条第１項において準用する場合を含む。）、第43条第３項及び第68条の９の規定による建築物等の制限、同法第56条の２第１項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の４第２項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。 第２条～第42条　（略） （主階が避難階以外の階にある興行場等） 第43条　（略） ２　（略） ３　（略） ４　避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が３以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物、法第27条第１項の規定に適合する建築物（その主要構造部の性能が政令第110条第２号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は１時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 第44条～第52条の20　（略） （適用の除外） 第53条　この条例（第２条の２及び第２条の３の規定を除く。）は、法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法第43条第３項の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。 ２～４　（略） 第54条　（略） （仮設興行場等に対する制限の緩和） 第55条　法第85条第５項又は第６項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第３条から第５条まで、第17条、第21条、第26条、第３章第６節、第48条第１項から第３項まで、第49条から第51条の２まで、第３章の２及び第３章の３の規定は、適用しない。 第56条～第59条　（略）	（趣旨） 第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第１項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第２項、第40条（第88条第１項において準用する場合を含む。）、第43条第２項及び第68条の９の規定による建築物等の制限、同法第56条の２第１項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の４第２項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。 第２条～第42条　（略） （主階が避難階以外の階にある興行場等） 第43条　（略） ２　（略） ３　（略） ４　避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物、法第27条第１項の規定に適合する建築物（その主要構造部の性能が政令第110条第２号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は１時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 第44条～第52条の20　（略） （適用の除外） 第53条　この条例（第２条の２及び第２条の３の規定を除く。）は、法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法第43条第２項の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。 ２～４　（略） 第54条　（略） （仮設建築物に対する制限の緩和） 第55条　法第85条第５項に規定する仮設建築物については、第３条から第５条まで、第17条、第21条、第26条、第３章第６節、第48条第１項から第３項まで、第49条から第51条の２まで、第３章の２及び第３章の３の規定は、適用しない。 第56条～第59条　（略）

改　　正			現　　行		
別表（第52条の19関係）			別表（第52条の19関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金　　額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金　　額
1　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第２項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	（１）　申請又は通知に係る計画に法第87条の４に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から３の項までにおいて同じ。）に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （２）　申請又は通知に係る計画に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 ア・イ　（略）	1　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第２項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	（１）　申請又は通知に係る計画に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （２）　申請又は通知に係る計画に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合 ア・イ　（略）
2　法第７条第１項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	（１）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （２）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 （１）の額に昇降機１基につき２万1,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額 （３）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物の申	2　法第７条第１項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	（１）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （２）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物の申請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合 （１）の額に昇降機１基につき２万1,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額 （３）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物の申

改正			現行		
		請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （４）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 （３）の額に昇降機１基につき２万円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額			請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （４）　法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物の申請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合 （３）の額に昇降機１基につき２万円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額
３　法第７条の３第１項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	（１）　申請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ア～サ　（略） （２）　申請又は通知に法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 （１）の額に昇降機１基につき１万9,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額	３　法第７条の３第１項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	（１）　申請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合 ア～サ（略） （２）　申請又は通知に法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合 （１）の額に昇降機１基につき１万9,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）を加えた額
４　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号（法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円	４　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号（法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円

改正			現行		
１号若しくは第２号（法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			１号若しくは第２号（法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
４の２～４の４（略）			４の２～４の４（略）		
４の５　法第43条第２項第１号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料	２万7,000円	（新設）	（新設）	（新設）
５　法第43条第２項第２号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料	３万3,000円	５　法第43条第１項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	３万3,000円
６～12　（略）			６～12　（略）		
12の２　法第53条第４項又は第５項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	３万3,000円	12の２　法第53条第４項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	３万3,000円
13　法第53条第６項第３号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	３万3,000円	13　法第53条第５項第３号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	３万3,000円
14～28　（略）			14～28　（略）		

改正			現行		
29　法第85条第５項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	12万円	29　法第85条第５項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	12万円
29の２　法第85条第６項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	１年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円	（新設）	（新設）	（新設）
30～34　（略）			30～34　（略）		
34の２　法第86条の８第１項の規定に基づく２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料	12万円	34の２　法第86条の８第１項の規定に基づく２以上の工事の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事の全体計画の認定申請手数料	12万円
34の３　法第86条の８第３項の規定に基づく２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料	12万円	34の３　法第86条の８第３項の規定に基づく２以上の工事の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	12万円
34の４　法第87条の２第１項の規定に基づく２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料	12万円	（新設）	（新設）	（新設）

改正			現行		
34の５　法第87条の２第２項において準用する法第86条の８第３項の規定に基づく２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料	12万円	（新設）	（新設）	（新設）
34の６　法第87条の３第５項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円	（新設）	（新設）	（新設）
34の７　法第87条の３第６項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料	16万円	（新設）	（新設）	（新設）
35　法第87条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認の申請又は法第87条の４において準用する法第18条第２項の規定に基づく建築設備の設置に関	建築設備に関する確認申請等手数料	（１）・（２）　（略）	35　法第87条の２において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認の申請又は法第87条の２において準用する法第18条第２項の規定に基づく建築設備の設置に関	建築設備に関する確認申請等手数料	（１）・（２）　（略）

改正			現行		
する通知に対する審査			する通知に対する審査		
36　法第87条の４において準用する法第７条第１項又は法第87条の４において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	１の建築設備につき２万1,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）	36　法第87条の２において準用する法第７条第１項又は法第87条の２において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料	１の建築設備につき２万1,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）
37　法第87条の４において準用する法第７条の３第１項又は法第87条の４において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	建築設備に関する中間検査申請等手数料	１の建築設備につき１万9,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）	37　法第87条の２において準用する法第７条の３第１項又は法第87条の２において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査	建築設備に関する中間検査申請等手数料	１の建築設備につき１万9,000円（小荷物専用昇降機については、１万3,000円）
38～42　（略）			38～42　（略）		
備考　１・２　（略）			備考　１・２　（略）		

２　神奈川県建築基準条例（昭和 35 年神奈川県条例第 28 号）【定県第 104 号議案関係】新旧対照表

改　　正	現　　行
第１条～第16条　（略） （共同住宅等の主要な出口） 第 16 条の２　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第 19 条において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第 42 条に規定する道路に限る。第 52 条の６及び第 52 条の 17 の２を除き、以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 （１）・（２）　（略） ２　（略） 第17条～第21条　（略） （構造） 第22条　（略） （削除） （削除） 第23条～第27条　（略） （大規模店舗の屋外への出口） 第28条　大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （１）　（略） （２）　階段から屋外への出口のうち１以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備（政令第112条第13項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合 第28条の２～第52条の５　（略） （敷地と道路との関係） 第52条の６　建築物の敷地は、道路に２メートル以上接しなければならない。 ２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。	第１条～第 16 条　（略） （共同住宅等の主要な出口） 第 16 条の２　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第 19 条において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第 42 条に規定する道路をいう。以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 （１）・（２）　（略） ２　（略） 第17条～第21条　（略） （構造） 第22条　（略） ２　法第22条第１項の規定により指定された市街地の区域内にあるホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等で、階数が２であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。 ３　建築物の一部が前項に該当する場合においては、政令第112条第12項の規定を準用する。 第23条～第27条　（略） （大規模店舗の屋外への出口） 第28条　大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （１）　（略） （２）　階段から屋外への出口のうち１以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備（政令第112条第14項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合 第28条の２～第52条の５　（略） （敷地と道路との関係） 第52条の６　建築物の敷地は、道路に２メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

改　　正	現　　行
（１）　その敷地が幅員４メートル以上の道（道路に該当するものを除き、農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の４第１項各号に掲げる基準及び第52条の17の２の規定による基準に適合する道に限る。）に２メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの （２）　次に掲げる基準のいずれかに適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの ア　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。 イ　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員４メートル以上のものに限る。）に２メートル以上接する建築物であること。 ウ　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。	
第52条の７・第52条の８　（略）	第52条の７・第52条の８　（略）
（容積率）	（容積率）
第52条の９　（略）	第52条の９　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項第１号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。 （１）～（５）　（略） （６）　宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次項において「宅配ボックス設置部分」という。）	４　前項第１号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。 （１）～（５）　（略）
５　前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。 （１）～（５）　（略） （６）　宅配ボックス設置部分　100分の１	５　前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。 （１）～（５）　（略）
第52条の10～第52条の12　（略）	第52条の10～第52条の12　（略）
（日影による中高層の建築物の高さの制限）	（日影による中高層の建築物の高さの制限）
第52条の13　高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、５メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。）が10メートルを超える建築物は、冬至日の真太	第52条の13　高さ（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、５メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。）が10メートルを超える建築物は、冬至日の真太

改　　正	現　　行
陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面からの高さ（当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。）が４メートルの水平面（当該建築物の敷地内の部分を除く。）に、敷地境界線からの水平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲において４時間以上、10メートルを超える範囲において2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （１）　知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合 （２）　前号の許可を受けた建築物を、当該許可を受けた際における敷地の区域において、平均地盤面からの高さが４メートルの水平面に敷地境界線からの水平距離が５メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模で増築し、改築し又は移転する場合	陽時による午前８時から午後４時までの間において、平均地盤面からの高さ（当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。）が４メートルの水平面（当該建築物の敷地内の部分を除く。）に、敷地境界線からの水平距離が、５メートルを超え10メートル以内の範囲において４時間以上、10メートルを超える範囲において2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
２・３　（略）	２・３　（略）
第52条の14～第56条　（略）	第52条の14～第56条　（略）
（建築審査会の同意） 第57条　知事は、第44条、第52条の６第２項第２号、第52条の７第２号及び第３号、第52条の９第３項、第52条の10第４項第２号、第52条の11第２項並びに第52条の13第１項第１号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。	（建築審査会の同意） 第57条　知事は、第44条、第52条の６ただし書、第52条の７第２号及び第３号、第52条の９第３項、第52条の10第４項第２号、第52条の11第２項並びに第52条の13第１項ただし書の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。
第57条の２～第59条　（略）	第57条の２～第59条　（略）

３　収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）【県土整備局関係】新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">改　　正</th><th colspan="2">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="2">別表（第２条関係）
１　（略）
２　手数料</td><td colspan="2">別表（第２条関係）
１　（略）
２　手数料</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td>根　拠　規　定</td><td>名　　称</td><td>根　拠　規　定</td></tr>
<tr><td>１～20　（略）</td><td>（略）</td><td>１～20　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>21　建築物に関する確認申請等手数料
（略）
道路位置指定の廃止申請手数料
建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料
建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料
（略）
仮設興行場等建築許可申請手数料
１年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料
（略）
既存不適格建築物における２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料
既存不適格建築物における２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料</td><td>神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19</td><td>21　建築物に関する確認申請等手数料
（略）
道路位置指定の廃止申請手数料
（新設）
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
（略）
仮設建築物建築許可申請手数料
（新設）
（略）
既存不適格建築物における２以上の工事の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における２以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料
（新設）
（新設）</td><td>神奈川県建築基準条例（昭和 35 年神奈川県条例第 28 号）第 52 条の 19</td></tr>
</table>

改　　正		現　　行	
用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料 用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料 （略）		（新設） （新設） （略）	
22～33　（略）		22～33　（略）	

4　神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）【県土整備局関係】新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１～７　（略）
８　県土整備局関係
<table><tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>１～41の２　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>41の３　（略）</td><td>（略）</td><td>⑴　建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の４に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項、44の項、51の項及び58の項において同じ。）に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）別表備考１の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額
ア～サ　（略）
⑵　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（⑶に掲げる場合を除く。）　⑴の規定の例により算定した金額に、次に掲げる</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
１～７　（略）
８　県土整備局関係
<table><tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>１～41の２　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>41の３　（略）</td><td>（略）</td><td>⑴　建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）別表備考１の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額
ア～サ　（略）
⑵　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合（⑶に掲げる場合を除く。）　⑴の規定の例により算定した金額に、次に掲げる場合の区分に</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正			現行		
		場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑶　(略)			応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑶　(略)
42～43の２　(略)	(略)	(略)	42～43の２　(略)	(略)	(略)
44　(略)	(略)	⑴　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑵　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑶　(略)	44　(略)	(略)	⑴　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑵　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑶　(略)
45～50　(略)	(略)	(略)	45～50　(略)	(略)	(略)
51　(略)	(略)	⑴　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑵　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる	51　(略)	(略)	⑴　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合（⑶に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　(略) ⑵　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合（⑶に掲

改正			現行		
		場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (3)　（略）			げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (3)　（略）
52～57　（略）	（略）	（略）	52～57　（略）	（略）	（略）
58　（略）	（略）	(1)　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (2)　建築基準法第87条の４に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (3)　（略）	58　（略）	（略）	(1)　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (2)　建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ　（略） (3)　（略）
59～63　（略）	（略）	（略）	59～63　（略）	（略）	（略）
９～11　（略）			９～11　（略）		

5　津久井合同庁舎新築工事（建築－第１工区）の概要

(1)　工　事　名　称　　津久井合同庁舎新築工事（建築－第１工区）

(2)　工　事　場　所　　相模原市緑区中野937－２

(3)　工　事　内　容　　本館棟の新築工事　延床面積　2,996.88㎡　ＲＣ造４階建
　　本館棟周囲の外構工事

(4)　請負契約金額　　７億2,720万7,696円

(5)　請負契約者名　　山王・松浦特定建設工事共同企業体
　　代表者　山王建設株式会社
　　代表取締役　髙　橋　　学
　　所在地　神奈川県厚木市妻田北１丁目12番６号

津久井合同庁舎新築工事（建築－第１工区）

【位置図】

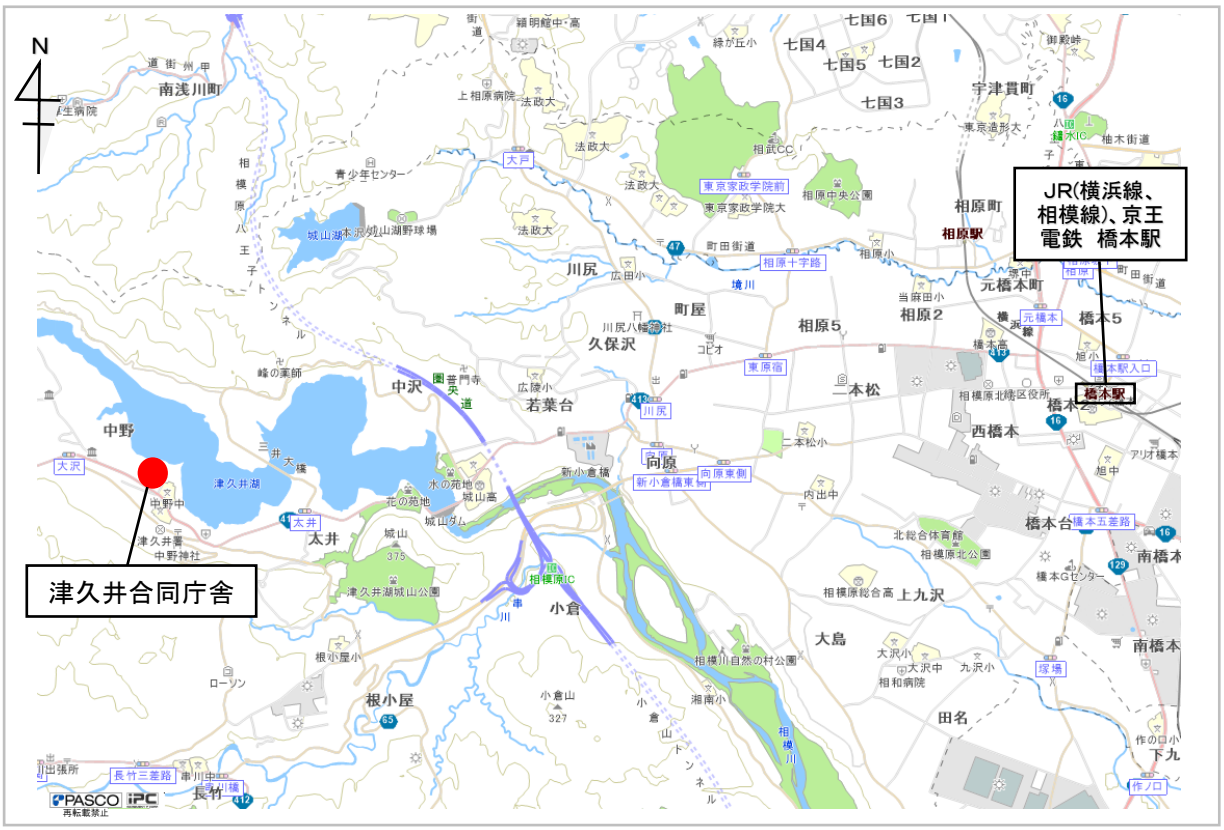

【配置図】

入　札　執　行　状　況　調　書

工事名称　　津久井合同庁舎新築工事（建築－第１工区）

１　開札年月日　　平成30年７月23日
２　落　札　額　　727,207,696円
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　53,867,236円
３　入 札 回 数　　１回
４　入札参加者及び入札高

（単位　円）

予定価格	落札額	最低制限価格
724,022,000	673,340,460	673,340,460

（単位　円）

業　者　名	所　在　地	代　表　者	入札結果 第１回入札高	摘要
山王・松浦特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	673,340,460	落札
紅梅・岡山特定建設工事共同企業体	横浜市西区戸部本町	(株)紅梅組	673,408,350	
大野・西野特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建(株)	673,445,550	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株)渡辺組	673,836,150	
ＮＢ・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	(株)ＮＢ建設	674,665,710	
小島・櫻内特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株)小島組	709,000,000	
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	724,040,000	予定価格超過
小俣組・古木建設特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株)小俣組	748,000,000	予定価格超過
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)		辞退
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)		辞退

日成工事・センチュリー工業特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	670,430,000	※ 失格
門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	672,819,660	※ 失格
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ディ	673,306,050	※ 失格
久野建設・正建特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名	久野建設(株)	673,315,350	※ 失格

(注)　上記金額に100分の８に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※)　入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

6　相模川流域下水道 右岸処理場 汚泥脱水機機械設備改築工事の概要

(1)　工　事　名　称　　相模川流域下水道 右岸処理場 汚泥脱水機機械設備改築工事

(2)　工　事　場　所　　平塚市四之宮四丁目地内

(3)　工　事　内　容　　汚泥脱水機機械設備
　　機械設備工事　　１式

(4)　請負契約金額　　７億3,764万円

(5)　請負契約者名　　月島機械株式会社横浜支店
　　支店長　大木　秀昭
　　所在地　横浜市中区尾上町４丁目47番

相模川流域下水道 右岸処理場 汚泥脱水機機械設備改築工事

【位置図】

【右岸処理場平面図】

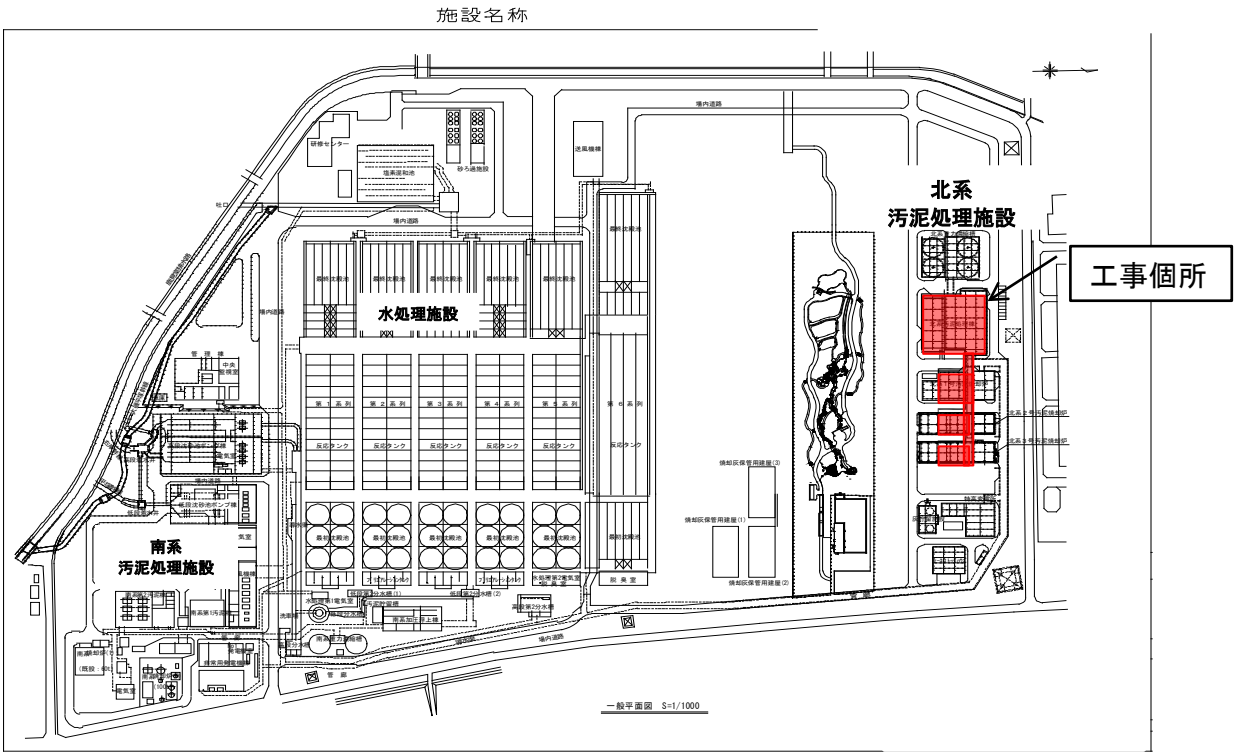

入 札 執 行 状 況 調 書

工事名称　　相模川流域下水道 右岸処理場 汚泥脱水機機械設備改築工事

1　開札年月日　　平成30年６月29日
2　落　札　額　　737,640,000円
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　54,640,000円
3　入 札 回 数　　１回
4　入札参加者及び入札高

（単位　円）

予 定 価 格	落　札　額	最低制限価格
700,379,000	683,000,000	651,352,470

（単位　円）

業　　者　　名	所　在　地	代　表　者	入札結果 第１回入札高	摘要
月島機械株式会社 横浜支店	横浜市中区尾上町	大木　秀昭	683,000,000	落札
株式会社柿本商会 東京支店	東京都千代田区鍛冶町	西本　滋一	720,000,000	予定価格超過
メタウォーター株式会社 横浜営業所	横浜市西区北幸	阿由葉　渉		辞退
前澤工業株式会社 横浜支店	横浜市港北区新横浜	星　進一郎		辞退
株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社	東京都品川区北品川	大槻　茂樹		辞退
ＪＦＥエンジニアリング株式会社	横浜市鶴見区末広町	大下　元		辞退
ドリコ株式会社	東京都中央区日本橋	桑田　雅之		辞退
株式会社クボタ 横浜支店	横浜市中区尾上町	菅原　吉隆		辞退

（注）上記金額に100分の８に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。